

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	阿賀野市		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25	総事業費(交付金)	976,500千円(488,250千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画は、農業構造の改善と米粉需要拡大による地域の活性化が図られる。国が策定した基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	『阿賀野市総合計画 後期基本計画』に掲げる「人・まち・自然が輝く 幸福祉都市 阿賀野」及び『阿賀野市産業経済振興基本計画』に掲げる「にぎわいを創出する産業のまち阿賀野」を実現するため連携、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	計画策定にあたり女性を含めた地域の農業者・農業者団体と連携を図っている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		
事業の推進体制は確立されているか	○	市・事業主体・農業者団体が連携して事業を推進する。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	JA全農新潟・榑藤井商店・榑佐藤食肉との結びつきで確実な米粉製品の需要が見込まれるなか、米粉関連食品工場及び米粉製造付帯施設の整備を実施することで、米粉販売量を増やし、農業所得向上を図るものであり、整合性が取れている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は5年、実施期間は1年としており適切に設定。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額は交付限度額であり、適切に設定されている。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新設事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当しない
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	第1表 建物 金属造(骨材肉厚4mm以上) 25年 第2表 食料品製造業用設備 10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算出している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	1.0以上となっている
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	米粉処理加工施設であり生産製造連携計画も策定されていることから、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人への交付ではなく、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当しない
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	類似施設はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	生産製造連携計画を踏まえ、事業実施主体において利用計画を策定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	国道に面した市営西部工業団地に取得済みの用地であり、他の施設との有機的な連携・利用環境等問題ない。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	事業実施主体による見積り合わせを行い、コンサルタント業者へ設計を委託し、適正に積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	市営西部工業団地に取得済みの用地であり、公共下水道整備済みであり排水処理施設の新設が不要。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	新規に建設する専用施設であり、必要性がある。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	国道に面した市営西部工業団地に取得済みの用地であり適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	用地は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画にて、すでに取得済みです。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	—	対象外の施設である。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	対象外の施設である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	対象外の施設である。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体の交付金以外の負担金については、事業実施主体において、適正な資金調達計画と償還計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	契約方法については、一般競争入札を原則としているが、独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする工事等で、契約の目的を達することができない場合は、指名競争入札である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	経営状況は良好であり、減価償却、管理維持、更新も収支計画に見込まれており、販売先も確保されている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	計画及び収支については作成されており、経営診断も受けている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当しない
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	○	他の事業への重複申請は、ありません。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。